

「生産緑地買取申出」 必要書類一覧表（30年経過の場合）

※死亡の場合は異なります。

書類	部数	備考
①生産緑地買取申出書	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・市環境政策課窓口及びホームページにて取得できます。 ・申出には土地の所有者全員の名前が必要です。ただし、相続人登記が完了していない場合は法定相続人全員の名前、遺産分割協議書で相続人が決まっている場合はその相続人全員の名前で申出できます。 ・申出者が複数の場合は、別紙に所有者全員の名前、住所、電話番号を記入、実印を押印し、買取申出書と割印してください。
②案内図	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・買取申出する生産緑地の位置がわかる図面（住宅地図等）です。 ・区域を赤線で表示してください。
③公図の写し	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・3か月以内に発行された最新のものをお持ちください。 ・区域を赤線で表示してください。
④実測図	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・実測面積で申出する場合に必要です。 ・測量士等が作成した実測面積がわかる図面をお持ちください。
⑤土地登記事項証明書 （全部事項証明書）（原本）	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・3か月以内に発行された最新のものをお持ちください。
⑥印鑑証明書（原本）	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・3か月以内に発行された最新のものをお持ちください。 ・申出者が複数の場合は全員分が必要です。
⑦委任状（原本）	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・申出を委任する場合に必要です。 ・申出者全員の実印を押印してください。
⑧権利抹消承諾書等 （原本）	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・抵当権や地役権等の所有権以外の権利がある場合に必要です。（ただし、被相続人（⑥の主たる従事者）が債務者となっている相続税等の納税猶予を原因とする税務署の抵当権の場合は不要です。） ・所有者以外の権利者が「市等が生産緑地を買取る場合、買取る旨の通知書の発送を条件として当該権利を消滅させることに同意する」旨を記し、実印を押印したものです。 ・3か月以内に発行された最新の印鑑証明書（所有者以外の権利者のもの）を添付してください。

※ その他、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。

【注意点】

- ・書類を揃えて環境政策課窓口へ提出してください。買取り申出日は買取申出書を受理した日とします。書類に不備がある場合は受理できませんのでご注意ください。
- ・相続税の納税猶予の特例が適用されていて買取り申出した場合は、相続税の納税猶予が中断され、相続税等を納める必要が生じることがあります。詳細は事前に税務署にお問い合わせください。
- ・生産緑地の行為制限の解除等により固定資産税及び都市計画税の評価が変更されます。詳細は事前に市資産税課にお問い合わせください。
- ・行為制限の解除日までは、農地等として管理しなければなりません。建築物の建築や、宅地の造成、土地の形質変更等はできません。申出日から3か月以内に買取りがされず、所有権の移転（相続その他の一般継承による移転を除く）が行われなかった場合に、行為制限が解除されます。
- ・生産緑地に指定された土地を分筆し、その一部を買取り申出する場合、分筆登記完了後の買取り申出を原則とします。
- ・一団の生産緑地に指定された一部を買取り申出する場合、残される生産緑地が300㎡未満になると指定が解除される場合がありますので、事前に市環境政策課にお問い合わせください。また、300㎡未満となり解除される生産緑地の所有者が申出者と異なる場合、解除される旨の説明を申出者の責任で行ってください。
- ・個別具体的な事項については、個人情報に係ることから、電話でのお問い合わせはお断りしております。事前に電話予約の上、市環境政策課までお越しください。
- ・土地の所有者ではない者が主たる従事者の場合は、必要書類が変わりますので市環境政策課にお問い合わせください。

問合せ先 小金井市環境部環境政策課緑と公園係
電話 042-387-9860